

# 公益社団法人沖縄市シルバー人材センター 役員の報酬に関する規程

## (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人沖縄市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第28条第3項の規定に基づき、役員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員 総会で選任された役員のうち、センターを主たる勤務場所とし、センターの業務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員 常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬 認定法第5条第13号で定める報酬をいう。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用 職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

## (報酬の支給)

- 第3条 センターは、役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 2 理事長、副理事長、常務理事（以下「理事長等」という。）の報酬は月額とする。
  - 3 前項の役員以外の役員（以下「その他の役員」という。）が理事会に出席した場合の報酬は日額とする。
  - 4 常務理事が事務局長を兼ねる場合は、報酬を支給しない。
  - 5 役員には役員賞与及び退職手当を支給しない。

## (報酬の額の決定)

第4条 役員の報酬は、別表第1「報酬額表」に定める額の範囲内であって、理事会の承認を得て定める額とする。

## (報酬の支給日)

第5条 理事長等の報酬は、毎月一定の定まった日に支払うものとし、その他の役員は理事会の出席等必要の都度、支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令で定めるところにより控除すべき額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 役員が職務の遂行に当たって負担した費用については、これの請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについて前もって支払うものとする。

2 費用の額、別表第2「費用額表」に定める額とし、予算の範囲内において支給する。

(公表)

第8条 センターは、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

報酬額表

(1) 理事長	月額	100,000円までの範囲内
(2) 副理事長	月額	50,000円までの範囲内
(3) 常務理事	月額	200,000円までの範囲内
(4) 理事	日額	5,000円までの範囲内
(5) 監事	日額	8,000円までの範囲内

別表第2 (第7条関係)

役員の仕事に係る費用

(1) 交通費

沖縄本島所在市町村については、交通費を支給しない。上記以外は旅費規程に定める額とする。

(2) 宿泊費

旅費規程に定める額とする。

(3) その他職務に係る費用

実費